令和6年度消費者庁政策評価実施計画

令和６年３月 29 日
消費者庁長官決定
（最終改正 令和7年2月 27 日）

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、令和6年度消費者庁政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）を以下のとおり定める。

1　計画期間

令和6年4月１日から令和7年3月 31 日までとする。

2　事後評価の対象とする政策及びその事後評価の方法

事後評価の対象とする政策は以下のとおりとする。なお、政策評価の実施に当たっては、消費者庁における政策評価に関する基本計画（令和5年3月 28 日消費者庁長官決定。以下「基本計画」という。）で定めた実施体制の下で行うものとする。

(1) 基本計画の対象とした政策のうち実施計画の対象とする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）

（ア）政策評価体系に基づき対象とする政策は、別紙のとおりとし、行政事業レビューシートを活用し、必要性、効率性及び有効性の観点から事後評価を行う。

なお、評価の実施に当たっては、消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）の検証・評価と連動して行うこととする。

（イ）法第9条の規定に基づき事前評価を行った規制に係る政策の事後評価については、原則として当該規制の見直し時期が前記1の計画期間中に到来するものを対象としつつ所管課等と協議の上で決定し、事業評価方式により評価を行う。

(2) 政策決定後5年経過後時点でなお未着手の政策又は政策決定後10年経過後時点でなお未了の政策で、実施計画の対象とする政策（法第7条第2項第2号に区分されるもの）は該当がない。

(3) その他の政策で、実施計画の対象とする政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）は該当がない。

3　その他

前記1の計画期間の政策評価の実施に当たっては、前記2以外の政策についても、必要に応じ政策評価を実施することができるものとする。

評価の結果は令和6年度に行う予算要求、機構・定員要求等において活用することとし、特に政策評価が予算の無駄の削減に資するように努める。

附　則（令和6年3月 29 日消デジ第 25 号）

この決定は、令和6年4月１日から施行する。

附　則（令和7年2月 27 日消デジ第 12 号）

この決定は、令和7年2月 27 日から施行する。

（別紙）

令和６年度消費者庁政策評価実施計画の対象とする政策

政策分野	政策	施策	施策所管課等	（参考）消費者基本計画工程表（令和５年６月13日消費者政策会議決定）の重点施策（各重点施策の主要な取組に限る。）との対応関係
Ⅰ．消費者政策	１．消費者政策の推進	（１）消費者政策企画・立案	消費者政策課	－
		（２）消費者財産被害対応		－
		（３）新たな消費者トラブル等の動向調査		－
		（４）法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の運用等		－
		（５）消費者団体訴訟制度に関する環境整備	消費者制度課	８．消費者団体訴訟制度の推進
		（６）消費者契約に関する制度の企画立案		３．社会経済情勢の変化に対応した消費者契約法を含めた消費者法制の整備等
		（７）消費者教育・普及啓発	消費者教育推進課	７．成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進 13．消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育の推進のための体制整備
		（８）エシカル消費の普及・啓発		10．エシカル消費の普及・啓発
		（９）食品ロス削減推進		９．食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく施策の推進
		(10) 消費者ホットラインの運用等	地方協力課	14．地方消費者行政の充実・強化、消費生活相談のデジタル化に向けた地方公共団体への支援等
		(11) 地方公共団体との連携等の推進		
		(12) 地方消費者行政強化交付金		
		(13) 地方モデル事業		
		(14) 地方消費者行政人材育成事業		
		(15) 消費生活相談機能強化促進等補助金		
		(16) 消費者事故等に関する情報の集約・発信等の施策の推進	消費者安全課	１．消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止
		(17) 生命身体事故等の原因調査・再発防止のための提言		
		(18) 食品安全に関するリスクコミュニケーション等の推進		－
		(19) インターネット通信販売等適正化事業	取引対策課	２．特定商取引法等の執行強化等
		(20) 消費者取引の対策		
		(21) 取引デジタルプラットフォーム（DPF）における消費者利益保護等推進事業		12．デジタル・プラットフォームを介した取引等における消費者利益の確保
		(22) 不当表示等違反事件調査	表示対策課	４．景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充
		(23) 表示適正化のための普及・啓発等		
		(24) 食品表示制度（保健機能食品制度等を除く。）の適正化・運用	食品表示課	５．食品表示制度の適切な運用と時代に即した見直しの検討
		(25) 保健機能食品制度等の適正化・運用		
		(26) 食品表示対策の推進		
		(27) 消費者意識･行動等の調査･分析及び消費者白書作成･報告	参事官（調査研究・国際担当）	－
		(28) 消費者行政に係る国際的な連携の強化		－
		(29) 公益通報者保護制度の推進	参事官（公益通報・協働担当）	11．公益通報者保護制度を活用したコンプライアンス確保推進
		(30) 消費者志向経営の推進		－
		(31) 生活関連物資等の価格等の把握		－
		(32) 地方消費者行政推進交付金	地方協力課	－
Ⅱ．食品衛生基準政策	２．食品衛生基準政策の推進	（１）食品衛生基準に関する政策の推進	食品衛生基準審査課（※）	－

（※）令和６年４月１日に、厚生労働省から消費者庁に食品衛生基準政策に係る業務が移管。令和５年度実施施策に係る政策評価から当該課が評価を実施する。